

お知らせ なんたん



第143号(2の2)平成23年12月22日発行

平成24年度 償却資産申告書の提出について

工場、商店、アパートおよび駐車場などを経営されている所有されている事業用資産(構築物、機械など)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。南丹市内に償却資産を所有されている方は、資産の多少にかかわらず、平成24年1月1日現在の所有資産について申告をしてください。

●償却資産(種類別)例示

資産種類	課税客体(例)
構築物	独立煙突、貯水池、井戸、構内舗装、門扉、公園、広告塔など
機械および装置	モーター、旋盤等各種産業用機械および装置、受変電設備など
船舶・航空機	ボート、遊漁船、はしけ、ヘリコプターなど
車両 および運搬具	バックホウ、タイヤローラー、ブルドーザーなどの大型特殊自動車、自転車、リヤカー、構内運搬車など ※自動車税または軽自動車税が課せられるものを除く。
工具・器具 および備品	切削工具、測定工具、計算機、金庫、陳列ケース、応接セット、テレビ、看板、ネオンサイン、オフィスコンピューター、自動販売機など

●提出方法 申告書を、平成24年1月31日(火)までに、税務課または各支所地域総務課に持参いただくか、郵送にて提出ください。

※例年申告いただいている方には申告書を送付します。万が一お手元に届かない場合はお問い合わせください。また、新規に事業を始められた方にも申告書などを送付します。

◇問合せ先 税務課 TEL (0771) 68-0004
各支所 地域総務課 TEL 八木 (0771) 68-0020
日吉 (0771) 68-0030 美山 (0771) 68-0040

遊 you ひよし映画「奇跡」の上映会を開催します

「誰も知らない」の是枝裕和監督が、再び子どもたちの視点で日本の家族を問う。平成23年3月に全線開通を迎えた九州新幹線を題材に、心が離れた家族の絆を取り戻そうと奮闘する少年二人を中心に描いた感動ストーリー。両親の離婚で離れ離れに暮らす兄弟が、小さな反逆を企てながら成長するまでの物語です。(無料)

- 日時 平成24年1月28日(土) ※2回上映します。
①午後2時(開場:午後1時30分)、②午後6時30分(開場:午後6時)
- 場所 日吉町生涯学習センター「遊 you ひよし」ホール
- 定員 各回200人(先着順) ※当日入場は定員に達していない場合のみ可能。
- 入場整理券 日吉町生涯学習センター、社会教育課および各地域担当で配布します。なお、整理券は入場の際に必ず必要です。入場整理券の配布は一人3枚までとします。
- 上映作品 ・2011年製作(上映時間:128分)
・出演:前田航基・旺志郎(まえたまえた)、オダギリジョーほか
・第59回サン・セバスチャン国際映画祭最優秀脚本賞受賞(スペイン)

◇問合せ先 日吉町生涯学習センター「遊 you ひよし」 TEL (0771) 68-0035

歴史・健康ウォーキングの参加者を募集します

新春京都金閣寺と北山初詣のコースです。新年を迎え、金閣寺をはじめ京都北山の神社仏閣を心新たに巡ります。新春初詣に最適のウォーキングです。

- 日程 平成24年1月21日(土) 小雨決行
- コース ①電車で移動: JR園部駅ーJR太秦駅、嵐電帷子ノ辻駅ー北野白梅町
②ウォーキング: 北野白梅町ー北野天満宮ー平野神社ーわら天神ー金閣寺(拝観)ー佛教大学(昼食)ー大徳寺ー今宮神社ー地下鉄北大路(歩程8.5km)
③電車で移動: 地下鉄北大路ーJR京都駅ーJR園部駅

※当日状況によりコースを変更する場合があります。

- 集合場所・時間 JR園部駅・午前9時(園部9時21分発電車に乗車)
- 解散場所・時間 京都市地下鉄北大路駅:午後2時30分
園部駅到着:午後4時30分
- 持ち物 保険証のコピー、水筒、汗拭きタオル、帽子、手袋(雨天時は雨具)
※当日は歩きやすい服装と、はき慣れた靴でお越しください。
- 対象 8.5km以上歩ける方 ※健康状態のすぐれない方は参加をご遠慮ください。
- 参加費 一般700円(拝観料、保険代を含む)、会員400円 ※昼食代、交通費は各自負担。
- 申込方法 平成24年1月16日(月)までに電話でお申し込みください

◇申込・問合せ先 Nantan 健歩会 TEL (0771) 62-3370
保健医療課 TEL (0771) 68-0016

所得税および住民税の申告にかかる障害者控除について

所得税および住民税の申告の際、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、65歳以上の方で、寝たきりの状態や、認知症のある高齢者など、一定の要件に該当する場合は障害者控除(特別障害者控除)の対象となる場合があります。控除を受けるには、申請により障害者控除対象者認定書の交付を受け、申告の際に提示していただく必要があります。

※身体障害者手帳などをお持ちの方は、障害者控除対象者認定書は必要なく、所得税・住民税の申告の際に手帳を提示いただくことで、控除が受けられます。

●対象 南丹市内在住の65歳以上の方で、次の①~⑤のいずれかに該当する方

区分	認定
障がい者	①身体障がいの程度の等級表(3級~6級)に準ずる障がいがあること
	②知的障がいの程度の判定基準(軽度・中度)に準ずる障がいがあること
特別障がい者	③身体障がいの程度の等級表(1級、2級)に準ずる障がいがあること
	④知的障がいの程度の判定基準(重度)に準ずる障がいがあること
	⑤寝たきりの状態にあること

※控除対象者の認定は、介護保険の要介護認定申請時の主治医意見書、認定調査票により市が判断します。

※障害者控除対象者認定書は高齢福祉課または各支所健康福祉課の窓口で申請してください。審査の上、後日郵送にて交付します。

◇問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006

大人用おむつ代にかかる医療費控除について

大人用おむつ代が医療費控除の対象と認められるには医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、次の①、②両方に該当する方は、市が交付するおむつ使用確認書で申告することができます。

- ①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方
 - ②介護保険の要介護認定者で、要介護認定の際の主治医意見書中に寝たきりの状態、かつ尿失禁(の可能性)があることが確認できる記載がある場合
- ※初めておむつ代の医療費控除を受けられる方はかかりつけの医療機関にお問い合わせください。
※おむつ使用確認書は高齢福祉課または各支所健康福祉課の窓口で申請してください。審査の上、後日郵送で交付します。

◇問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006

交通事故が多発しています

平成23年12月5日現在、南丹警察署管内では9件の交通死亡事故が発生しています。

- 平成23年の管内死亡事故 1月:軽四乗用とトラックが出合頭に衝突(国道27号・京丹波町)、3月:横断歩行者と軽四貨物が衝突(国道477号・園部町) 6月:歩行者と軽四貨物が衝突(府道竹井室河原線・園部町)、7月:交通整理員と普通乗用が衝突(国道27号・京丹波町)、9月:中型貨物と普通乗用が衝突(国道27号・京丹波町)、10月:横断歩行者と軽四貨物が衝突(国道9号・八木町) 10月:普通乗用と普通貨物が衝突(国道9号・京丹波町)、11月:普通乗用と普通乗用が衝突(国道9号・八木町) 12月:軽四貨物が電柱に衝突(町道・京丹波町)

●特に気を付けること

- ①車に乗ったとき
 - ・すべての席でシートベルトを着用しましょう。
 - ・チャイルドシートやジュニアシートの使用も忘れないでください。
- ②道路を渡るとき
 - ・「止まる」「周りをよく見る」など安全を確かめて渡りましょう。
 - ・少し遠回りになっても、信号・横断歩道から渡りましょう。
 - ・横断途中も安全を確かめ、横断が終わるまで油断しないでください。
- ③日が暮れてからの外出はできるだけ控え、万が一外出するときは
 - ・懐中電灯や反射材を使用し、目立つ工夫をしましょう。
 - ・薄暮時間帯は車両の運転手から周りが見えず、見落とされることがあります。買い物や用事は明るい間にしましょう。

◇問合せ先 南丹警察署交通課 TEL (0771) 62-0110
交通対策室 TEL (0771) 68-0003